

宇佐美カード会員規約(法人用)

第1条(宇佐美カードシステム)

宇佐美カードシステムとは、入会申込書取扱販売会社欄記載の宇佐美グループ取扱販売会社(以下、「当社」という。)および株式会社ジェーシーピー(以下、「JCB」という。)と宇佐美カードシステムに加盟している給油所(以下、「加盟店」という。)とが、互いに協力して、当社およびJCB(以下、「両社」という。)が発行する宇佐美カード(以下、「カード」という。)により、顧客に対して加盟店利用時の利便性を提供することを目的としたシステムをいい、本規約ではカードシステムと略称します。

第2条(会員)

- 1.両社が運営するカードシステムに両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、申し込まれた官公庁、法人、社団、財団もしくはその他の団体(以下、総称して「法人等」という。)または個人で事業を営む方(以下、「個人事業主」という。)で両社が審査のうえ入会を承認した法人等または個人事業主を法人会員といたします。また、個人事業主である法人会員を個人事業主会員といたします。
- 2.法人会員の役員および従業員をカード使用者といたします。
- 3.法人会員と法人等の代表者を併せて支払責任者といたします。
- 4.法人会員とカード使用者を会員といたします。
- 5.個人事業主会員自身がカード使用者となったときは、当該個人事業主会員は、本規約および第9項に定めるカードレス特約(以下、総称して「本規約等」という。)に定められた法人会員としての責任およびカード使用者としての責任の双方を負うものとします。
- 6.法人会員は、カード使用者(ただし、個人事業主会員自身を除く。以下本項において同じ。)に対し、法人会員に代わってカードを使用して、本規約等に基づくカード利用等(第4条に定めるカード利用ならびに第5条に定める提供サービスの利用の全部または一部をいう。以下同じ。)を行う一切の権限(以下、「本代理権」という。)を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、カード使用者によるカード利用等の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
- 7.会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立するものとします。
- 8.会員は、法人会員の営業のためにのみ、事業費の決済を利用目的としてカードを利用することができます。ただし、会員が本項に違反してカードを利用した場合であっても、法人会員および代表者は当該利用について、当然に支払義務を負うものとします。
- 9.法人会員のうち、宇佐美カードレス特約(法人用)(以下、「カードレス特約」という。)に定めるカードレス利用を当社所定の方法により申し込み、当社がこれを認めた方をカードレス会員といたします。

第3条(カードの貸与)

- 1.当社は、会員に対し、両社が発行するカードを貸与します。カード券面には、法人会員名・カード番号・車両番号等(以下、「カード情報」という。)が表示されています。
- 2.カードおよびカード情報はカード券面に表示された法人会員の役員および従業員以外は使用できません。会員は善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理しなければなりません。また、カードの所有権は当社にありますので、貸与、譲渡、預託または担保に提供するなどにより、カードの占有を第三者に移転することは一切できません。
- 3.会員が前項に違反し、その違反に起因して第三者によるカード使用があった場合は、その利用代金は支払責任者の負担となります。
- 4.会員は、本規約の定める方法、条件によりカードを利用することによって、次条以降に定める機能を利用することができます。
- 5.カード利用は、会員が加盟店から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当社は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。

第4条(ショッピング1回払い)

- 1.会員は、カード使用者が加盟店にカードを提示し、所定の売上票にカード使用者本人が署名を行うことその他当社所定の方法により、当社が通知する単価で、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに加盟店に対する支払いをJCBに対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、役務の提供等を受ける(ただし、加盟店のうち当社の直営店以外の店舗(以下、「非帰属加盟店」という。)においては、当該非帰属加盟店が当社の代理人として商品・権利を販売、役務の提供等を行う。)ことができます(以下、カードレス特約にて規定する「カードレス利用」と総称して「カード利用」という。)。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員がJCBに対して弁済委託を行ったものとみなし、JCBは、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。
- 2.カード利用代金の支払いは、ショッピング1回払いのみとします。
- 3.会員のカード利用に際して、利用金額、購入商品・権利、提供を受ける役務等によっては両社の承認が必要となる場合があります。この場合、会員は、加盟店がJCBに対してカード利用の可否に関する照会を行うことを予め承認するものとします。

第5条(提供サービスと利用)

- 1.当社および加盟店が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
- 2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、サービスを利用できない場合があることを予め承認します。
- 3.会員は、当社が必要と認めた場合には、当社がサービスおよびその内容を変更することを予め承認します。
- 4.会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

第6条(立替払いの委託)

- 1.会員は、第4条第1項の定めのとおり、カード使用者が加盟店においてカードを利用したことにより、JCBに対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、JCBが会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行います。
- 2.商品の所有権は、JCBが当社に対して支払いをしたときに、JCBに移転するものとします。なお、会員は、商品の所有権がカード利用代金の完済までJCBに留保されることを承認するものとします。
- 3.第1項に基づくJCBから当社への立替払いは両社所定の場合においてその一部をJCBによって取り消されることがありうるものとします。係る場合、JCBが当該取消および当該取消に係る債権の金額を支払責任者に対し別途通知します。支払責任者は本項に基づく立替払いの取消しを予め異議なく承諾するものとします。

第7条(カード利用可能枠)

- 1.会員のカード利用可能枠は、両社所定の金額とします。カード利用可能枠は、当社が会員に貸与しているカード枚数にかかわらず、法人会員単位で定めるものとします。
- 2.支払責任者は、カード利用可能枠を超えるカード利用についても当然に支払義務を負うものとします。

第8条(請求書)

- 1.JCBは、第9条に規定する会員の毎月の約定支払額を、当社がJCBの使者として請求書を法人会員の届出の住所へ郵送する方法、またはその他当社指定の方法により通知します(以下、「本通知」という。)。なお、本通知の延着または未着はカード利用代金支払いの拒絶の理由にはなりません。
- 2.JCBまたは当社が本通知を行ったときは、法人会員は速やかに請求書の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、請求書を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。
- 3.会員はカード利用により、購入した商品または提供を受けたサービスに関する異議は、当社に申し出るものとし、当該異議による紛議は

すべて会員と当社または加盟店との間で解決を図るものとします。

第9条 (カード利用代金の支払い方法)

1. 支払責任者は、カード利用代金について、第2項に定めるとおりJCBに対して支払うものとします。
2. カード利用代金は毎月末日までに締め切り、翌々月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)を約定支払日とします。支払責任者は約定支払日に支払うべき金額(以下、「約定支払額」という。)を、予め法人会員が届け出た金融機関の預金口座(原則として法人会員名義の口座等を届け出るものとする。)から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日の支払いとなることがあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合または事務上の都合がある場合には当該金融機関等との約定により、当該約定支払日以降の日に、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、支払責任者がJCB所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、支払責任者が本規約に基づきJCBに支払うべき金額を超えてJCBに対する支払いをした場合、JCBは翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを支払責任者は承諾するものとします。なお、JCBは支払責任者が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額からJCBが支払責任者に返すべき金額を差し引くことができます。
3. 支払責任者のJCBに対する債務の支払いがその債務の全額に充たない場合には、支払金の債務への充当は、JCB所定の順序によりJCBが行うものとします。また、第6条第3項に基づきJCBから当社への立替払いの一部が取り消された場合において、支払責任者の当社に対する債務の支払いがその債務の全額に充たない場合には、支払金の債務への充当は、当社所定の順序により当社が行うものとします。

第10条 (遅延損害金)

支払責任者が、会員のカード利用に基づきJCBに対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額(ただし、遅延損害金は除く。)に対し、その翌日から完済に至るまで、また、本規約等に基づきJCBに対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額(ただし、遅延損害金は除く。)に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、年14.60%の割合(1年を365日(うるう年は366日)とする日割計算)による損害金を付加して支払うものとします。

第11条 (期限の利益の喪失)

支払責任者は次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)または(4)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(6)または(7)においてはJCBの請求により、JCBに対するカード利用に係る一切の債務について、期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。

- (1) 支払責任者が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。
- (2) 支払責任者が自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
- (3) 支払責任者が差押、仮差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき。
- (4) 支払責任者が破産、民事再生、特別清算または会社更生その他の法的整理手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
- (5) (1)、(2)、(3)、(4)のほか支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるとJCBが判断したとき。
- (6) 会員が本規約等に違反し、その違反が本規約等の重大な違反となるとき(第16条の2第1項に違反する場合を含むが、それに限らない。)
- (7) 第12条第3項(1)から(6)の事由に基づき、会員資格を喪失したとき。

第11条の2 (取引の制限等)

JCBは、以下の各号のいずれかに該当する場合、JCBが必要と判断する期間、会員のカード利用を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、支払責任者のその後の支払状況にかかわらず、JCBが定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

- (1) 支払責任者が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他支払責任者のJCBに対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合
- (2) 前号のほか、会員のカードの利用状況および支払責任者の信用状況等により会員のカード利用が適当でないとJCBが判断した場合
- (3) 会員が第16条の3に違反しているか、または違反しているおそれがあるとJCBが判断した場合
- (4) 会員が第15条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第16条第2項に基づくJCBの求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合
- (5) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないとJCBが合理的に判断した場合

第12条 (退会および会員資格の喪失等)

1. 会員は両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社またはJCBの指示に従って貸与を受けている全てのカードを直ちに当社に返還するものとし、JCBまたは当社に対する残債務全額を完済した時をもって退会となります。なお、支払責任者は、本規約等に基づきJCBまたは当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約等の定めに従い支払いの責めを負うものとします。また、法人会員が退会する場合、当然にカード使用者も退会となります。
2. 会員は、当社が第3条または第14条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、会員が退会の申し出を行ったものとして両社が取り扱うことに同意します。
3. 会員(8)のときは、(8)に該当するカード使用者(個人事業主会員を含む。)をいい、カード使用者が(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)においては当然に、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)においてはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに会員資格を喪失します。なお、法人会員が会員資格を喪失した場合、法人会員は、貸与を受けている全てのカードを、当社に直ちに返還するものとします。なお、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。また、支払責任者は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、(8)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場で、当該個人事業主会員の事業を引き継ぐ旨の申告をした者(以下、「事業承継者」という。)から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があり、JCBがこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第18条に定める支払責任者としての義務(契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含む。)を負うものとします。

- (1) 会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (2) 会員が本規約等に違反したとき。
- (3) 支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたときもしくは生じるおそれがあると当社またはJCBが判断したとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカード利用状況が適当でないと当社またはJCBが判断したとき。
- (4) 両社間における宇佐美カードシステムに係る提携関係が終了したとき。
- (5) 会員、法人会員の役職員等(法人会員の役員、顧問、従業員または法人会員を実質的に支配もしくは法人会員の経営に影響力を行使できる者をいう。以下同じ。)が反社会的勢力に該当することが判明したとき。
- (6) 会員または法人会員の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。
- (7) 会員または法人会員の役職員等が自らまたは第三者を利用して、当社またはJCBまたは両社の委託先の役員または従業員(以下、総称して「役職員」という。)に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。

- ①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求
 - ②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求
 - ③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為
 - ④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求
 - ⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為
- (8)カード使用者が死亡したことを当社またはJCBが知ったとき、または連絡責任者もしくはカード使用者の親族等からカード使用者が死亡した旨の連絡が当社またはJCBにあったとき。
- (9)会員が第16条の3に違反したと当社またはJCBが合理的に判断したとき、または会員が第15条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第16条第2項に基づく当社またはJCBの求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。
- (10)会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。
- 4.前項各号に該当する場合、会員資格喪失の通知の有無にかかわらず、両社は、加盟店に対し、当該カードの無効を通知できるものとします。
- 5.第3項に該当し、当社またはJCBが所定の方法により、または加盟店を通してカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。

第13条（カードの紛失、盗難等による責任の区分）

- 1.カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードを使用された場合は、そのカード利用代金は支払責任者の負担とします。
- 2.会員が、カードの紛失、盗難によりカード利用の停止を希望する場合には、すみやかにカード利用停止届を提出することにより、当社に通知するものとします。

第14条（カードの再発行）

- 1.カードの紛失、盗難、破損および汚損により、会員が届け出、両社が認めた場合は、カードを再発行します。なお、この場合、支払責任者は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。
- 2.両社は、両社におけるカード情報（カードレス特約に定めるカードレス情報を含む。）の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとし、会員は予めこれを承認します。

第15条（届出事項の変更）

- 1.会員は両社に届け出た法人名、代表者、連帯保証人、事業内容、実質的支配者、法人所在地、電話番号、預金口座等について変更があった場合には、遅延なくその旨を両社所定の届出書により、両社に対し届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。なお、会員および代表者は当社またはJCBの一方に対して両社所定の届出書が提出された場合には当該提出いただいた情報について両社において共有することに予め同意することとします。
- 2.第1項の届け出がないため、当社もしくはJCBまたは両社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第16条（取引時確認）

- 1.犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）がJCB所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づきJCBが判断した場合は、両社は入会を断ること、カード利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。
- 2.両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることが拒絶または遅延してはならないものとします。

第16条の2（反社会的勢力の排除）

- 1.法人会員、法人会員として入会を申し込まれた法人等および個人事業主（以下、総称して「法人会員等」という。）、代表者および代表者として入会を申し込まれた方ならびに個人事業主会員および個人事業主会員として入会を申し込まれた方（以下、総称して「代表者等」という。）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方（以下、併せて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「代表者等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。）は、会員等、法人会員等の役員・顧問・従業員または法人会員等を実質的に支配しもしくは法人会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
- 2.両社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカード利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カード利用を一時停止した場合には、会員等は、両社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、両社は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第11条(6)の規定に基づき支払責任者の期限の利益を喪失させ、第12条第3項(5)(6)の規定に基づき会員資格を喪失させます。
- 3.前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。
- 4.第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1)暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (2)暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (6)その他暴力団員等の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用して自ら利益拡大を図る者

第16条の3（マネー・ローンダリング等の禁止）

会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力（テロリストを含む。）に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。）を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

第17条（支払責任者および連帯保証人、連絡責任者について）

- 1.法人会員および代表者は、会員によるカード（第3条第1項に定めるカード情報を含む。）の利用代金その他本規約等において法人会員または支払責任者が負担するとされる一切の債務について連帯して当該債務を負担するものとし（民法第436条）、法人会員および代表者のいずれか一方に対する履行の請求は、請求を受けていない他の者に対しても、その効力を生じるものとします。

2. 代表者は、法人等の代表権を喪失した場合であっても、当該代表者とは別の個人が両社の承認を得て支払責任者とならない限り、前項の支払責任者としての一切の債務を継続して負担するものとします。
3. 第2条第6項に基づき本代理権を授与されたカード使用者のカード利用はすべて法人会員の代理人としての利用となり、当該カード利用に基づく一切の支払債務は法人会員に帰属し、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。）はこれを負担しないものとします。また、法人会員は、自ら本規約等を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。）をして本規約等を遵守させる義務を負うものとします。
4. 連帯保証人は、本規約等に基づき法人会員が当社またはJCBに対して負担する一切の債務について、当社に対し、法人会員と連帯して債務履行の責任を負うものとします。
5. 連帯保証人は、代表者が両社の承認を得て支払責任者とならない限り、前項の責任を継続して負担するものとします。
6. 法人等または個人事業主は、入会申込書に記載すべき事項等について両社から確認を行うための連絡責任者を、両社所定の入会申込書等に記載し、提出するものとします。
7. 本規約において特に定める場合を除き、第1項に基づき法人会員および代表者が連帯して負担する債務については、民法の連帯債務に関する規定が適用されるものとします。

第18条（費用の負担）

支払責任者は振込にて債務を支払う場合の金融機関等への振込手数料、本規約等に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および両社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第19条（利用内容・支払状況の共有）

会員は、両社が債権管理、債権回収に関する業務のために会員のカード利用内容および債務支払状況を両社において共有することに予め同意するものとします。

第20条（会員情報の収集、保有、利用、預託）

会員等は、両社が会員等の会員情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

- (1) JCBが本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含むJCBとの取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧の会員等に関する情報（以下、「会員情報」という。）を収集、利用すること。
 - ① 法人名、法人代表者、カード利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第15条に基づき届け出た事項。
 - ② 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）等、代表者等が入会申込時および第15条に基づき届け出た事項。
 - ③ 入会申込日、入会承認日、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
 - ④ 会員のカードの利用内容、支払責任者の支払状況、会員からのお問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。
 - ⑤ 法人会員等が入会申込時に届け出た年商・損益等、JCBが収集した代表者のクレジット利用・支払履歴。
 - ⑥ 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項。
 - ⑦ JCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。
 - ⑧ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
- (2) 両社が以下の目的のために、前号①②③④⑤⑥の会員情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本規約末尾に記載の当社またはJCB相談窓口へ連絡するものとします。）
 - ① カードの機能、付帯サービス等の提供。
 - ② 当社事業（石油販売事業、その他当社の定款記載の事業。以下、「当社事業」という。）またはJCBの事業（クレジットカード事業、その他JCBの定款記載の事業。以下、「JCB事業」という。）における取引上の判断（会員等によるJCB加盟店申込み審査を含む。）。
 - ③ 当社事業またはJCB事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
 - ④ 当社事業、JCB事業または加盟店等における宣伝物の送付または電話その他の通信手段等の方法による営業案内。
 - ⑤ 刑事訴訟法第197条第2項に基づき捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
- (3) 本契約に基づく当社またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、会員情報を当該業務委託先に預託すること。

第21条（個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等）

1. 代表使用者および代表使用者として入会を申し込まれた方（以下、総称して「代表使用者等」という。）ならびに個人事業主会員および個人事業主会員として入会を申し込まれた方（以下、総称して「個人事業主会員等」といい、「代表使用者等」と「個人事業主会員等」を併せて「代表者等」という。）は、JCBが利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下、「加盟事業者」という。）に対する当該情報の提供を業とするものをいう。以下同じ。）が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等について以下のことに同意します。
 - (1) 代表者等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を、JCBが加盟する個人信用情報機関（以下、「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下、「提携個人信用情報機関」という。）に提供し、代表者等に関する信用情報（(4)①に定める情報をいう。以下同じ。）をこれらの個人信用情報機関に照会すること。
 - (2) (1)の照会により、これらの個人信用情報機関に代表者等および代表者等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、代表者等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。
 - (3) JCBが代表者等の本契約に関する信用情報である個人情報（本規約末尾の「登録情報および登録期間」表（以下、「登録情報・期間表」という。）に列挙する情報等をいう。）を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。
 - (4) 加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。
 - ① 加盟個人信用情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含む。）を保有します。
 - ア. (3)により、加盟事業者から提供を受けた情報
 - イ. 加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報
 - ウ. 加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報
 - ② 加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。
 - ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理
 - イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
 - ウ. ③に基づく信用情報の提供
 - ③ 加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個

人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法等に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。）のために利用します。

- (5)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。
- 2.2006年3月30日までに入会されたカード使用者等は、カード使用者等の入会時の同意に基づき、加盟個人信用情報機関にカード使用者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者がカード使用者等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。
- 3.加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。なお、JCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第22条（会員情報の開示、訂正、削除）

- 1.会員等は、当社、JCBおよび加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
 - (1)当社への開示請求：本規約末尾に記載の当社相談窓口へ
 - (2)JCBに対する開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
 - (3)加盟個人信用情報機関への開示請求：本規約末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ
- 2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社およびJCBは速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第23条（会員情報の取扱いに関する不同意）

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本規約に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第20条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める営業案内に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の当社またはJCBの相談窓口へ連絡するものとします。）。

第24条（契約不成立時および退会後の会員情報の利用）

- 1.両社が入会を承認しない場合であっても、会員等が入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんを問わず、第20条に定める目的（ただし、第20条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める営業案内を除く。）および第21条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 2.第12条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第20条に定める目的（ただし、第20条(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める営業案内を除く。）および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第25条（合意管轄裁判所）

会員は、会員と当社またはJCBとの間の訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず法人会員の所在地または当社（会員と当社との間の訴訟の場合。）もしくはJCB（会員とJCBとの間の訴訟の場合。）の当社、支社、支店、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第26条（準拠法）

会員と当社、JCBおよび加盟店との諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

第27条（会員規約およびその改定）

本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めつつ、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示、訂正、削除等の会員情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記にご連絡ください。なお、JCBでは会員情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス部担当役員）を設置しております。

<ご相談窓口>

- ①商品等についてのお問い合わせ、ご相談は下記にお問い合わせ下さい。
 - 株式会社東日本宇佐美
〒113-0033 東京都文京区本郷2-22-2 宇佐美第一本郷ビル
電話番号 03-6801-5141
 - 株式会社西日本宇佐美
〒496-0031 愛知県津島市埋田町1-8
電話番号 0567-26-3153
- ②本規約等についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示、訂正、削除等の会員情報に関するお問い合わせ及びご相談については上記①または下記にご連絡下さい。
 - 株式会社ジェーシービー 会員サービス部
〒181-8001 東京都三鷹市下連雀7-5-14
電話番号 0422-40-8138

「宇佐美会員規約」の詳細については下記URLにてご確認のほどよろしく申し上げます。
<https://usami-net.com/content/usamikaiinkyaku/>

(TK817700・20260331)

宇佐美カード会員規約(個人用)

第1条(宇佐美カードシステム)

宇佐美カードシステムとは、入会申込書取扱販売会社欄記載の宇佐美グループ取扱販売会社(以下、「当社」という。)および株式会社ジェーシーピー(以下、「JCB」という。)と宇佐美カードシステムに加盟している給油所(以下、「加盟店」という。)とが、互いに協力して、当社およびJCB(以下、「両社」という。)が発行する宇佐美カード(以下、「カード」という。)により、会員に対して加盟店利用時の利便性を提供することを目的としたシステムをいい、本規約ではカードシステムと略称します。

第2条(会員)

- 1.本規約を承認のうえ、両社にカードシステムへの入会を両社所定の入会申込書により申し込み、両社が審査のうえ入会を承認した方を会員といいます。
- 2.会員と両社との契約は両社が入会を承認したときに成立します。
- 3.会員のうち、宇佐美カードレス特約(個人用)(以下、「カードレス特約」といい、本規約と総称して「本規約等」という。)に定めるカードレス利用を両社所定の方法により申し込み、両社がこれを認めた方をカードレス会員といいます。

第3条(カードの貸与)

- 1.当社は、会員に対し、両社が発行するカードを貸与します。カード券面には、会員氏名・カード番号・車両番号等(以下、「カード情報」という。)が表示されています。
- 2.カードおよびカード情報はカード券面に表示された会員本人以外には使用できません。会員は善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理しなければなりません。また、カードの所有権は当社にありますので、他人に貸与、譲渡、担保提供、預託等に利用したりしてカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
- 3.会員は、本規約の定める方法、条件によりカードを使用することによって、次条以降に定める機能を利用することができます。
- 4.カード利用は、会員が加盟店から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当社は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。

第4条(ショッピング1回払い)

- 1.会員は、加盟店にカードを提示し、所定の売上票に会員の署名をすることその他当社所定の方法により、当社が通知する単価で、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに加盟店に対する支払いをJCBに対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受ける(ただし、加盟店のうち当社の直営店以外の店舗(以下、「非帰属加盟店」という。)においては、当該非帰属加盟店が当社の代理人として商品・権利を販売、役務の提供等を行う。)ことができます(以下、カードレス特約にて規定する「カードレス利用」と総称して「カード利用」という。)。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員がJCBに対して弁済委託を行ったものとみなし、JCBは、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。
- 2.カード利用代金の支払いは、ショッピング1回払いのみとします。
- 3.会員のカード利用に際して、利用金額、購入商品・権利、提供を受ける役務等によっては両社の承認が必要となる場合があります。この場合、会員は加盟店がJCBに対してカード利用の可否に関する照会を行うことを承認するものとします。

第5条(提供サービスと利用)

- 1.当社および加盟店が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
- 2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当社が会員のサービス利用が適当でないとして合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
- 3.当社が必要と認めた場合には、当社がサービスおよびその内容を変更することがあります。
- 4.会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

第6条(立替払いの委託)

- 1.会員は、第4条第1項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、JCBに対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、JCBが会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行います。
- 2.商品の所有権は、JCBが当社に対して支払いをしたときに、JCBに移転するものとします。会員は、カード利用代金債権がJCBに移転した後、当該カード利用代金の完済まで、商品の所有権がJCBに留保されることを、承認するものとします。
- 3.第1項に基づくJCBから当社への立替払いは両社所定の場合においてその一部をJCBによって取り消されることがありうるものとします。係る場合、JCBが当該取消および当該取消に係る債権の金額を会員に対し別途通知します。会員は本項に基づく立替払いの取消しを予め異議なく承諾するものとします。

第7条(カード利用可能枠)

- 1.両社は、会員につき、利用可能枠を審査のうえ決定します。
- 2.会員はカード利用可能枠を超えるカード利用についても当然に支払義務を負うものとします。

第8条(請求書)

- 1.JCBは、第9条に規定する会員の毎月の約定支払額を、当社がJCBの使者として請求書を普通郵便で会員の届け出の住所へ郵送する方法、またはその他当社指定の方法により通知します(以下、「本通知」という。)。なお、本通知の延着または未着はカード利用代金支払いの拒絶の理由にはなりません。
- 2.JCBまたは当社が本通知を行ったときは、会員は速やかに請求書の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、請求書を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。
- 3.会員はカード利用により、購入した商品または提供を受けたサービスに関する異議は、当社に申し出るものとし、当該異議による紛議はすべて会員と当社または加盟店との間で解決を図るものとします。

第9条(カード利用代金の支払方法)

- 1.会員は、カード利用代金について、第2項に定めるとおりJCBに対して支払うものとします。
- 2.カード利用代金は毎月15日までに締め切り、翌月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)を約定支払日とします。会員は約定支払日に支払うべき金額(以下、「約定支払額」という。)を、予め会員が届け出た金融機関の預金口座から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、会員の当社またはJCBに対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等によりJCBが特に指定した場合にはJCB所定の金融機関の預金口座に振り込む方法によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合または事務上の都合がある場合には当該金融機関等との約定により、当該約定支払日以降の日に、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。
- 3.会員のJCBに対する債務の支払いがその債務の全額に充たない場合には、支払金の債務への充当は、JCB所定の順序によりJCBが行うものとします。また、第6条第3項に基づきJCBから当社への立替払いの一部が取り消された場合において、会員の当社に対する債務の支払いがその債務の全額に充たない場合には、支払金の債務への充当は、当社所定の順序により当社が行うものとします。

第10条(遅延損害金)

会員が、会員のカード利用に基づきJCBに対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額(ただし、遅延損害金は除く。)に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約等に基づきJCBに対して負担する債務につき期限の利益を喪失

した場合には、残債務全額（ただし、遅延損害金は除く。）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、年14.60%の割合（1年を365日（うるう年は366日）とする日割計算。）による損害金を付加して支払うものとし、

第11条（期限の利益の喪失）

会員はいずれかに該当する場合には、(1)においては相当期間を定めたJCBからの催告後に是正されない場合、(2)、(3)または(4)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(6)または(7)においてはJCBの請求により、JCBに対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとし、

- (1) 約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき
- (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき
- (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき
- (4) 破産、民事再生手続、金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき
- (5) (1)、(2)、(3)、(4)のほか会員の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (6) 本規約等に違反し、その違反が本規約等の重大な違反となる時（第27条第1項に違反する場合を含むが、それに限らない。）
- (7) 第12条第3項(1)、(2)、(4)、(10)または(11)の事由に基づき会員資格を喪失したとき

第11条の2（取引の制限等）

JCBは、以下の各号のいずれかに該当する場合、JCBが必要と判断する期間、会員のカード利用を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、会員のその後の支払状況にかかわらず、JCBが定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

- (1) 会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他会員のJCBに対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合
- (2) 前号のほか、会員のカードの利用状況および会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないとJCBが判断した場合
- (3) 会員が第27条の2に違反しているか、または違反しているおそれがあるとJCBが判断した場合
- (4) 会員が第15条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第16条第2項に基づくJCBの求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合
- (5) 会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合
- (6) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないとJCBが合理的に判断した場合

第12条（退会および会員資格の喪失等）

1. 会員は両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社またはJCBの指示に従って直ちにカードを返還するものとし、JCBまたは当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会といたします。なお、会員は、本規約等に基づきJCBおよび当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約等の定めに従い支払いの責めを負うものとし、
2. 当社が第3条または第14条に基づき送付したカードについて会員が相当期間内に受領しない場合には、当社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。
3. 会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社またはJCBからの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)においては当社またはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。この場合、会員は、貸与を受けているカードを当社に返還するものとし、また、会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとし、
 - (1) 会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (2) 会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、その他会員が本規約等に違反したとき
 - (3) 会員が本規約等に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時
 - (4) 会員の信用状態に重大な変化が生じたり、あるいはカード利用状況が適当でないと当社またはJCBが判断したとき
 - (5) 両社間における宇佐美カードシステムに係る提携関係が終了したとき
 - (6) 会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき
 - (7) 会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき
 - (8) 会員が自らまたは第三者を利用して、当社またはJCBまたは両社の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑥のいずれかの行為をしたとき
 - ① 暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求
 - ② 長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求
 - ③ 上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為
 - ④ 法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求
 - ⑤ 上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為
 - (9) 会員が死亡したことを当社またはJCBが知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社またはJCBにあったとき
 - (10) 会員が第27条の2に違反したと当社またはJCBが合理的に判断したとき、または会員が第15条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第16条第2項に基づく当社またはJCBの求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき
 - (11) 会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき
 - (12) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日から、当社所定の期間が経過したとき
4. 前項各号に該当する場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、両社は加盟店に対し、当該カードの無効を通知できるものとし、
5. 第3項に該当し、当社またはJCBが所定の方法により、または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとし、

第13条（カードの紛失、盗難等による責任の区分）

1. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードを使用された場合は、そのカード利用代金は会員の負担とします。
2. 前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）当社に当社所定の方法によりその事実を通知するとともに所轄の警察署へ届け出、かつ、当社の請求により当社所定の紛失・盗難届を当社に提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカードについて、当社が通知を受けた日の30日前以降に他人によってカードが使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。

3. 会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を免除弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
4. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、カード利用代金は免除されず、会員は第1項に基づいて、カード利用代金をJCBに支払うものとします。
 - (1) 会員が第3条に違反したとき
 - (2) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じた場合
 - (3) 会員の家族もしくは親族（同居の有無を問わない。）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者（以下、「会員関係者」という。）がカードを使用した場合。なお、この場合、会員のカードの管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
 - (4) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じた場合
 - (5) 本規約等に違反している状況において、紛失、盗難が生じた場合
 - (6) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったり、または、当社等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかった場合
 - (7) 第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは当社所定の紛失・盗難届、または本項(6)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき
 - (8) 会員が第3項に違反したとき
 - (9) その他本規約に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき
5. 会員が、カードの紛失、盗難によりカード利用の停止を希望する場合には、すみやかにカード利用停止届を提出することにより、当社に通知するものとします。

第14条（カードの再発行）

1. カードの紛失、盗難、破損、および汚損等、会員が届け出た場合、当社が審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、会員は、当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当社が別途公表いたします。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。
2. 両社は、両社におけるカード情報（カードレス特約に定めるカードレス情報を含む。）の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとし、会員は予めこれを承認します。

第15条（届出事項の変更）

1. 会員は、両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、預金口座、国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）等について変更があった場合には、遅滞なくその旨を両社所定の届出書により、両社に対し届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。なお、会員は当社またはJCBの一方に対して両社所定の届出書が提出された場合には、当該提出いただいた情報について両社において共有することに予め同意するものとします。
2. 第1項の届け出がないため、当社もしくはJCBまたは両社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第16条（取引時確認等）

1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認がJCB所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づきJCBが判断した場合は、両社は入会を断ることや、カード利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。
2. 両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。

第17条（費用の負担）

会員は、振込にて債務を支払う場合の金融機関等の振込手数料、本規約等に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および両社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第18条（利用内容、支払状況の共有）

会員は、両社が債権管理、債権回収に関する業務のために、会員のカード利用内容および債務支払状況を、両社において共有することに予め同意するものとします。

第19条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

会員および入会を申し込まれた方（以下、併せて「会員等」という。）は、両社が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

- (1) JCBが本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含むJCBとの取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人に関する情報（以下、「個人情報」という。）を収集、利用すること。
 - ① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、勤務先等、会員等が入会申込時および第15条等に基づき入会後に届け出た事項
 - ② 入会申込日、入会承認日、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項
 - ③ 会員のカード利用内容、支払状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項
 - ④ 会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債等、JCBが収集したクレジット利用・支払履歴
 - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項
 - ⑥ JCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）
 - ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- (2) 両社が以下の目的のために、個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします（中止の申し出は本規約末尾に記載の当社またはJCB相談窓口へ連絡するものとします。）。
 - ① カードの機能、付帯サービス等の提供
 - ② 当社事業（石油販売事業、その他当社の定款記載の事業。以下、「当社事業」という。）またはJCB事業（クレジットカード事業、その他JCBの定款記載の事業。以下、「JCB事業」という。）における取引上の判断（会員等によるJCB加盟店申込み審査を含む。）
 - ③ 当社事業またはJCB事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査
 - ④ 当社事業、JCB事業または加盟店における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による営業案内
 - ⑤ 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公

的機関・公的団体等への提供

(3)本契約に基づく当社またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

第20条 (個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等)

- 1.会員等は、JCBが利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等(以下、「加盟事業者」という。)に対する当該情報の提供を業とするものをいう。以下同じ。)が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等について以下のことに同意します。
 - (1)両社が、本会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等)を、JCBが加盟する個人信用情報機関(以下、「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下、「提携個人信用情報機関」という。)に提供し、本会員等に関する信用情報((4)①に定める情報をいう。以下同じ。)をこれらの個人信用情報機関に照会すること。
 - (2)(1)の照会により、これらの個人信用情報機関に本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。
 - (3)JCBが本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報(本規約末尾の「登録情報および登録期間」表(以下、「登録情報・期間表」という。)に列挙する情報等をいう。)を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。
 - (4)加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。
 - ①加盟個人信用情報機関は下記の信用情報(登録情報・期間表に列挙される情報を含む。)を保有します。
 - ア.(3)により、加盟事業者から提供を受けた情報
 - イ.加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報
 - ウ.加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報
 - ②加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。
 - ア.信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理
 - イ.信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
 - ウ.③に基づく信用情報の提供
 - ③加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断(顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。)のために利用します。
 - (5)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。
- 2.加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。なお、JCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第21条 (個人情報の開示、訂正、削除)

- 1.会員等は、当社、JCBおよび加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は下記に連絡するものとします。
 - (1)当社への開示請求：本規約末尾に記載の当社相談窓口へ
 - (2)JCBへの開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
 - (3)加盟個人信用情報機関への開示請求：本規約末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ
- 2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第22条 (個人情報の取り扱いに関する不同意)

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本規約に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第19条(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当社、JCBの営業案内に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の当社またはJCBの相談窓口へ連絡するものとします。)

第23条 (契約不成立時および退会後の個人情報の利用)

- 1.両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんを問わず、第19条に定める目的(ただし、第19条(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCBの営業案内を除く。)および第20条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 2.第12条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第19条に定める目的(ただし、第19条(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCBの営業案内を除く。)および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第24条 (合意管轄裁判所)

会員は、会員と当社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または当社(会員と当社との間の訴訟の場合。)もしくはJCB(会員とJCBとの間の訴訟の場合。)の本社、支社、支店、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第25条 (準拠法)

会員と当社、JCBおよび加盟店との諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

第26条 (会員規約およびその改定)

会員規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。また、両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来規約を改定し(本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。)または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めつつ、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第27条 (反社会的勢力の排除)

- 1.会員等は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下、上記の9者を総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する

ものとしします。

2. 両社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカード利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとしします。カード利用を一時停止した場合には、会員等は、両社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとしします。また、両社は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第11条(6)の規定に基づき会員の期限の利益を喪失させ、第12条第3項(6)(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。
3. 前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとしします。
4. 第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

第27条の2 (マネー・ローンダリング等の禁止)

会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力(テロリストを含む。)に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為(以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。)を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとしします。

本規約等についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の個人情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記にご連絡下さい。なお、JCBでは個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者(コンプライアンス部担当役員)を設置しております。

- ①商品等についてのお問い合わせ、ご相談は下記にお問い合わせ下さい。

株式会社東日本宇佐美
〒113-0033 東京都文京区本郷2-22-2 宇佐美第一本郷ビル
TEL 03-6801-5141
株式会社西日本宇佐美
〒496-0031 愛知県津島市埋田町1-8
TEL 0567-26-3153

- ②本規約等についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の個人情報に関するお問い合わせおよびご相談については上記①または下記にご連絡下さい。

株式会社ジェーシービー 会員サービス部
〒181-8001 東京都三鷹市下連雀7-5-14
TEL 0422-40-8138

「宇佐美会員規約」の詳細については下記URLにてご確認のほどよろしく申し上げます。

<https://usami-net.com/content/usamikaiinkyaku/>

(TK817600・20260331)